

【病院開設承認等】

- 医療法による病院開設承認

【医療機関の指定等】

- 健康保険法による保険医療機関
- 国民健康保険法による療養取扱機関
- 労働者災害補償保険法による医療機関
- 母子保健法による医療機関（養育医療・妊娠乳児健康診断）
- 生活保護法による医療機関
- 母体保護法による医療機関（指定医師）
- 戦傷病者特別援護法による医療機関（療養給付・更生医療）
- 原爆医療法による医療機関（認定医療・一般医療）
- 障害者自立支援法による医療機関（育成医療・更生医療・精神通院医療）
- 難病法による医療機関
- 児童福祉法による医療機関
- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する指定医療機関（結核・第二類）
- エイズ治療拠点病院
- 地方公務員災害補償法による医療機関
- 新潟県難病医療基幹協力病院
- 地域災害拠点病院
- 新潟DMA T指定医療機関
- 肝疾患診療協力病院（新潟大学医歯学総合病院）
- 肝炎治療特別促進事業の医療給付に係る指定医療機関
- 地域救命救急センター
- 地域周産期母子医療センター
- 精神科救急医療施設
- 消防法による救急医療（三次救急医療機関）
- 医療観察法に基づく指定通院医療機関
- 厚生労働省臨床研修指定病院（医科：基幹型、歯科：協力型）
- D P C標準病院群
- 地域がん診療連携拠点病院
- 厚生労働省特定行為研修指定研修機関
- 紹介受診重点医療機関

【医療に関する認定施設等】

【各種研究事業】

- 先天性血液凝固因子障害治療研究事業
- 小児慢性特定疾患治療研究事業
- 特定疾患治療研究事業
- 県単独医療費助成事業（新潟県）
 - ・ 県老、県障、県乳、県子、県親
- 市町村単独医療費助成事業（新潟県内）
 - ・ こども医療費助成事業（新潟市）
 - ・ こども医療費助成事業（新潟市以外）

■ 産科医療補償制度加入機関

【入院基本料に関する事項】

- 当院は、厚生労働大臣が定める看護職員の配置を行っています。
 - ・ 一般病棟は、平均して入院患者さん7人につき看護職員（看護師及び准看護師）1人が勤務しています。
 - ・ 精神病棟は、平均して入院患者さん13人につき看護職員（看護師及び准看護師）1人が勤務しています。
- 当院は、患者さんの負担による付添看護は行っていません。
- 当院は、入院医療費の算定にあたり、包括評価と出来高評価を組み合わせで計算する“D P C対象病院”です。

当院における包括評価に関する医療機関別係数は、1. 5832（令和7年9月現在）です。

※医療機関別係数の内訳

基礎係数	激変緩和係数	機能評価係数Ⅰ	機能評価係数Ⅱ	救急補正係数
1.0451	0.0000	0.4065	0.1117	0.0199

【入院時食事療養費に関する事項】

- 当院は、入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時、適温で提供しています。
食事時間は、朝食は7時45分頃、昼食は12時00分頃、夕食は18時00分頃となっております。
- 普通食の患者さんは、昼食メニューを選択でき、Bメニューを選んだ場合、自己負担に20円が追加されます。

【関東信越厚生局への届出事項】

基本診療料の施設基準

初・再診療の施設基準等

- 地域歯科診療支援病院歯科初診料
- 歯科外来診療医療安全対策加算
- 歯科外来診療感染対策加算
- 歯科診療特別対応連携加算
- 地域歯科診療支援病院入院加算

入院基本料の施設基準等

- 一般病棟 急性期一般入院料 1
- 精神病棟 13対1入院基本料
重度認知症加算、看護補助加算 2

特定入院料の施設基準等

- ハイケアユニット入院医療管理料 1
- 新生児特定集中治療室管理料 2
- 小児入院医療管理料 3

入院基本料等加算の施設基準等

- 総合入院体制加算 2
- 紹介受診重点医療機関入院診療加算
- 救急医療管理加算
- 超急性期脳卒中加算
- 診療録管理体制加算 3
- 医師事務作業補助体制加算 1 (15:1)
- 急性期看護補助体制加算 (25:1)
(看護補助者 5 割以上、夜間 100 対 1、夜間看護体制加算)
- 看護職員夜間配置加算 (16:1 配置加算 1)
- 看護補助加算

特掲診療料の施設基準

医学管理等

- 外来栄養食事指導料の注 2
- 心臓ペースメーカー指導管理料の注 5 に掲げる
遠隔モニタリング加算
- がん性疼痛緩和指導管理料
- がん患者指導管理料 イ・ロ・ハ・ニ
- 外来緩和ケア管理料
- 小児運動器疾患指導管理料
- 乳腺炎重症化予防ケア・指導料
- 婦人科特定疾患治療管理料
- 腎代替療法指導管理料
- 下肢創傷処置管理料
- 一般不妊治療管理料
- 二次性骨折予防継続管理料 1・3
- 院内トリアージ実施料
- 外来放射線照射診療料
- 外来腫瘍化学療法診療料 1
- 連携充実加算 (外来腫瘍化学療法診療料)
- ハイリスク妊産婦共同管理料 (I)
- がん治療連携指導料
- 肝炎インターフェロン治療計画料
- こころの連携診療料 (II)
- ハイリスク妊産婦連携指導料 1・2
- 薬剤管理指導料
- 検査・画像情報提供加算及び電子的診療情報評価料
- 医療機器安全管理料 1・2
- ペースメーカー移植術及び交換術

- 療養環境加算
- 重症者等療養環境特別加算
- 緩和ケア診療加算
- 精神病棟入院時医学管理加算
- 精神科身体合併症管理加算
- 精神科リエゾンチーム加算
- 栄養サポートチーム加算
- 摂食障害入院医療管理料
- 医療安全対策加算 1
- 感染対策向上加算 1
- 患者サポート体制充実加算
- 褥瘡ハイリスク患者ケア加算
- ハイリスク妊娠管理加算
- ハイリスク分娩管理加算
- 後発医薬品使用体制加算 1
- バイオ後続品使用体制加算
- データ提出加算
- 入退院支援加算
- 認知症ケア加算
- せん妄ハイリスク患者ケア加算
- 精神疾患診療体制加算
- 精神科急性期医師配置加算
- 地域医療体制確保加算

- 精神科退院時共同指導料 1 及び 2
- 高度難聴指導管理
- 在宅持続陽圧呼吸療法指導管理料の注 2 に掲げる
遠隔モニタリング加算
- 在宅腫瘍治療電場療法指導管理料

検査

- 持続血糖測定器加算及び皮下連続式グルコース測定
- 遺伝学的検査
- BRCA1/2 遺伝子検査
- 先天性代謝異常症検査
- HPV 核酸検出及び HPV 核酸検出 (簡易ジェノタイプ判定)
- 検体検査管理加算 (IV)
- 国際標準検査管理加算
- 心臓カテーテル法による諸検査の血管内視鏡検査加算
- 時間内歩行試験及びシャトルウォーキングテスト
- 胎児心エコー法
- ヘッドアップティルト試験
- 長期継続頭蓋内脳波検査
- 緑内障手術 (流出路再建術 (眼内法) 及び
(水晶体再建術併用眼内ドレーン挿入術))
- 緑内障手術 (濾過胞再建術 (needle 法))
- 乳がんセンチネルリンパ節加算 1 及び
センチネルリンパ節生検 (併用)
- 乳がんセンチネルリンパ節加算 2 及び
センチネルリンパ節生検 (単独)
- 食道縫合術 (穿孔、損傷) (内視鏡によるもの) 等

- 大動脈バルーンパンピング法（IABP法）
- 内視鏡的逆流防止粘膜切除術
- バルーン閉塞下逆行性経静脈的塞栓術
- 体外衝撃波胆石破碎術
- 体外衝撃波膀胱石破碎術
- 早期悪性腫瘍大腸粘膜下層剥離術
- 内視鏡的小腸ポリープ切除術
- 体外衝撃波腎・尿管結石破碎術
- 膀胱水圧拡張術及びハンナ型間質性膀胱炎手術
- 腹腔鏡下膀胱悪性腫瘍手術
- 腹腔鏡下小切開膀胱悪性腫瘍手術
- 人工尿道括約筋植込・置換術
- 腹腔鏡下前立腺悪性腫瘍手術
- 腹腔鏡下子宮悪性腫瘍手術（子宮体がんに限る。）
- 腹腔鏡下子宮瘢痕部修復術
- 胎児輸血術（一連につき）及び臍帯穿刺
- 医科点数表第2章第10部手術の通則の16に掲げる手術（胃瘻造設術）
- 周術期栄養管理実施加算
- 輸血管理料Ⅱ
- 輸血適正使用加算
- 自己生体組織接着剤作成術
- 神経学的検査
- 小児食物アレルギー負荷検査
- 内服・点滴誘発試験
- CT透視下気管支鏡検査加算

画像診断

- CT撮影：マルチスライス型16列以上64列未満
- MRI撮影：1.5テスラ以上3テスラ未満

投薬

- 抗悪性腫瘍剤処方管理加算

注射

- 外来化学療法加算1
- 無菌製剤処理料

リハビリテーション

- 心大血管疾患リハビリテーション料（Ⅰ）
- 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ）
- 脳血管疾患リハビリテーション料 初期加算
- 運動器リハビリテーション料（Ⅰ）
- 運動器リハビリテーション料 初期加算
- 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ）
- 呼吸器リハビリテーション料 初期加算
- がん患者リハビリテーション料

精神科専門療法

- 療養生活環境整備指導加算（通院・在宅精神療法）
- 療養生活継続支援加算（通院・在宅精神療法）
- 精神科作業療法
- 精神科ショート・ケア「小規模なもの」
- 精神科デイ・ケア「小規模なもの」
- 抗精神病特定薬剤治療指導管理料（治療抵抗性統合失調症治療指導管理料に限る。）
- 医療保護入院等診療料

処置

- 人工腎臓
- 導入期加算2及び腎代替療法実績加算
- 下肢抹消動脈疾患指導管理加算
- 移植後抗体関連型拒絶反応治療における血漿交換療法
- 透析液水質確保加算及び慢性維持透析濾過加算

手術

- 緊急整復固定加算及び緊急挿入加算
- 椎間板内酵素注入療法
- 緊急穿頭血腫除去術
- 内視鏡下脳腫瘍生検術及び内視鏡下脳腫瘍摘出術
- 脳刺激装置植込術（頭蓋内電極植込術を含む）及び脳刺激装置交換術
- 脊髄刺激装置植込術及び脊髄刺激装置交換術
- 緑内障手術（緑内障治療用インプラント挿入術（プレートのあるもの））
- 自己クリオプレシピテート作製術（用手法）
- 同種クリオプレシピテート作製術
- 人工肛門・人口膀胱造設術前処置加算
- 胃瘻造設時嚥下機能評価加算

麻酔

- 麻酔管理料（Ⅰ）

放射線治療

- 放射線治療専任加算
- 外来放射線治療加算
- 高エネルギー放射線治療
- 一回線量増加加算
- 画像誘導放射線治療（IGRT）
- 体外照射呼吸性移動対策加算
- 定位放射線治療

病理診断

- 病理診断管理加算2
- デジタル病理画像による病理診断
- 悪性腫瘍病理組織標本加算

歯科

- 歯科疾患管理料の注11に掲げる総合医療管理加算及び歯科治療時医療管理料
- 医療機器安全管理料（歯科）
- 精密触覚機能検査
- 歯周組織再生誘導手術
- 広範囲顎骨支持型装置埋入手術
- 歯科口腔リハビリテーション料2
- CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
- 口腔病理診断管理加算1
- クラウン・ブリッジ維持管理料
- 歯科矯正診断料

その他

- 看護職員処遇改善評価料
- 外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- 歯科外来・在宅ベースアップ評価料（Ⅰ）
- 入院ベースアップ評価料

当院におけるハイリスク妊娠管理又はハイリスク分娩管理を共同で行う保険医療機関

新潟大学医歯学総合病院 国立大学法人新潟大学長 牛木 辰男 新潟市中央区旭町通一番町754番地 025-223-6161	新潟市民病院 新潟市 新潟市長 中原 八一 新潟市中央区鐘木463番地7 025-281-5151
長岡赤十字病院 日本赤十字社 社長 清家 篤 長岡市千秋2丁目297番地1 0258-28-3600	新潟県立中央病院 新潟県病院事業管理者 新潟県病院局長 金井 健一 上越市新南町205番地 025-522-7711
新潟県立新発田病院 新潟県病院事業管理者 新潟県病院局長 金井 健一 新発田市本町1丁目2番8号 0254-22-3121	済生会新潟病院 社会福祉法人 恩賜財団 新潟県済生会 支部長 吉田 敏明 新潟市西区寺地280-7 025-233-6161
新潟県厚生農業協同組合連合会 長岡中央総合病院 新潟県厚生農業協同組合連合会 代表理事理事長 塚田 芳久 長岡市川崎町2041番地 0258-35-3700	新潟県厚生農業協同組合連合会 小千谷総合病院 新潟県厚生農業協同組合連合会 代表理事理事長 塚田 芳久 新潟県小千谷市大字平沢新田111番地 0258-81-1600

当院における分娩件数（令和6年1月～令和6年12月） 425件
医 師 7名
助産師 41名 ※職員数は、令和7年4月1日現在

- 感染防止対策に関する取り組みについて
- 当院では、医師、看護師、薬剤師及び臨床検査技師が従事する感染管理部及び院内感染対策委員会を設置し、各部署に感染対策担当者を配置し、組織的な感染防止対策を行っております。
 - 院内の感染症発生状況を把握し、感染対策上問題となる感染症の発生時は迅速な対応と、徹底した拡大防止対策を実施しております。
 - 感染管理部チームが定期的に院内各部署へ赴き、各部署における感染防止対策の評価を行い、院内感染の起きない診療環境の維持に努めています。
 - すべての職員が感染防止対策を適切に実施できるようにマニュアルを整備し、感染防止対策に関する研修会を定期的に実施しております。
 - 関係機関と連携し、周辺地域の感染防止活動を支援しています。

- 医療安全に関する取り組みについて
- 当院では、医療安全管理部門を設置するとともに医療安全管理委員会を定期的に開催し、医療安全対策に係る取組みの評価を行っております。
 - 医療安全管理者等による相談及び支援を受けることができます。詳しくは、患者相談窓口へお尋ねください。

- 患者相談窓口について
- 院内に「医療相談室」を開設しております。患者さんやご家族の方からの診療に関する相談、苦情などをお受けしております。
なお、相談により患者さん及びご家族等が不利益を受けるようなことはありません。
- 相 談 日 月曜日～金曜日（休日は除く）
受付時間 9時00分～17時00分
受付窓口 地域医療部 患者サポートセンター（センター棟1階）

- 敷地内禁煙について
- 当院では、受動喫煙防止の取り組みとして「敷地内禁煙」を実施しております。ご理解とご協力をお願いします。

- 医療 DX 推進体制整備加算について
- 当院では、医療 DX を通じた質の高い診療提供を目指しております。
 - ・オンライン請求を行っております。
 - ・オンライン資格確認等システムにより取得した医療情報を診察室で閲覧または活用して診療をできる体制を実施しています。
 - ・マイナ保険証利用を促進するなど、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用について
○本院では、後発医薬品（ジェネリック医薬品）を積極的に採用しています。ご不明な点がございましたら、主治医又は薬剤師にお尋ねください。

【保険外負担に関する事項】

新潟県基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則

別表（第2条関係）

1	選定療養費		
(1)	初診時		
ア	医科		7,700円
イ	歯科		5,500円
(2)	再診時		
ア	医科		3,300円
イ	歯科		2,090円
2	180日を超える入院に係る特別入院料	1日につき	保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年9月厚生労働省告示第498号）第10号に規定する通算対象入院料の基本点数に100分の15を乗じて得た点数により算出した額に1.1を乗じて得た額（10円未満の端数があるときはこれを、これを四捨五入して得た額）
		入院1日につき	2,780円
3	入院室料差額		
(1)	特別S室	1日につき	12,100円
(2)	特別A室	1日につき	7,700円
(3)	特別B室	1日につき	6,600円
(4)	特別C室	1日につき	5,500円
4	受託検査料及び受託エックス線撮影料	健康保険法の規定による算定方法により算定した額（以下「点数表により算定した額」という。）に1.1を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）ただし、エックス線撮影に使用したフィルムは、病院における購入価格に1.1を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）とする。	
5	新生児管理保育料	1日につき	10,000円
6	文書料		
(1)	診断書及び証明書		
ア	普通のもの	1件につき	2,200円
イ	複雑なもの（ウ以外で難しい内容のもの）	1件につき	4,400円
ウ	特殊なもの（恩給診断、年金診断及び自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に係るもの等保険給付のあるもの）	1件につき	7,700円
(2)	死亡診断書及び死体検案書		
ア	普通のもの（医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）に定めるもの等一般的なもの）	1件につき	3,850円
イ	特殊なもの（生命保険用等特別なもの）	1件につき	6,600円
(3)	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく診断書及び証明書	厚生労働大臣が定める労災診療費算定基準による額	
(4)	エックス線複写フィルム		
ア	半切	1枚につき	780円
イ	大角	1枚につき	650円
ウ	大四ツ切	1枚につき	510円
エ	四ツ切	1枚につき	400円
オ	六ツ切	1枚につき	280円
カ	B4	1枚につき	650円
キ	光ディスク	1枚につき	1,310円
(5)	診察券再発行料	1枚につき	110円
7	セカンドオピニオン料	1件につき	11,000円
8	医師面談料		
(1)	保険法（平成20年法律第56号）その他の法律に定める保険給付のために必要な調査を行う者と面談する場合	1回につき	5,500円
(2)	その他の場合	1回につき	3,300円
9	健康診断料		
(1)	普通健康診断料	1人につき	3,200円 （乳幼児にあっては、4,030円）
(2)	エックス線撮影及び診断並びに各種検査	点数表により算定した額に1.1を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）	
(3)	特殊健康診断料		
ア	妊婦検診料及び産後検診料	1人につき	5,000円
イ	乳児検診料	1人につき	3,300円

ウ	先天性代謝異常検査料	1人につき	3,500円
オ	妊産婦超音波検査料	1回につき	1,590円
ただし、医学的知見に基づき、超音波検査以外の検査、診断等を併せて行った場合は、当該検査、診断等について点数表により算定した額に1.1を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）を加算する。			
10	予防接種料	1件につき	280円に、使用薬剤の購入価格に1.1を乗じて得た額を加えた額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）
ただし、予防接種法（昭和23年法律第68号）に基づく予防接種の場合は、病院長は2割（新潟県の広域的個別予防接種として別に定める料金が2割を超える場合は、当該料金）を限度として料金を増減することができる。			
11	分べん取扱料		
	(1) 単胎分べん料	1件につき	200,000円
	(2) 多胎分べん料		
	ア 第1児		200,000円
	イ 第2児以下	1児につき	115,000円
	(3) 時間外加算料		
	ア 休日又はこれに準ずる日		
	(7) 単胎分べんの場合	1件につき	30,000円
		（土曜日の午前6時から午後10時までにあつては、20,000円）	
	(イ) 多胎分べんの場合		
	a 第1児		30,000円
		（土曜日の午前6時から午後10時までにあつては、20,000円）	
	b 第2児以下	1児につき	15,000円
		（土曜日の午前6時から午後10時までにあつては、10,000円）	
	イ 休日又はこれに準ずる日以外の日の午前6時から午前8時30分まで及び午後5時15分から午後10時まで		
	(7) 単胎分べんの場合	1件につき	20,000円
	(イ) 多胎分べんの場合		
	a 第1児		20,000円
	b 第2児以下	1児につき	10,000円
	ウ 休日又はこれに準ずる日以外の日の午前零時から午前6時まで及び午後10時から午前零時まで		
	(7) 単胎分べんの場合	1件につき	30,000円
	(イ) 多胎分べんの場合		
	a 第1児		30,000円
	b 第2児以下	1児につき	15,000円
	(4) 帝王切開に伴う分べん取扱料		
	ア 第1児		130,000円
	イ 第2児以下	1児につき	80,000円
12	胎盤処理料	1件につき	3,200円の範囲内で、別に定める額
13	褥婦処置料	1日につき	3,000円
14	外来乳房マッサージ料	1回につき	2,000円
15	新生児保健指導料	1件につき	1,500円
16	避妊処置料		
	(1) リング又はウイング		
	ア 挿入又は交換	1回につき	38,500円
	ただし、麻酔を行った場合は、11,000円を加算する。		
	イ 抜去	1回につき	6,600円
	ただし、麻酔を行った場合は、11,000円を加算する。		
	(2) 経口避妊薬（(3)を除く。）	1か月分	3,300円
	(3) 低用量経口避妊薬	1か月分	2,200円
17	人工妊娠中絶手術料		
	(1) 妊娠満12週までのもの	1件につき	110,000円
	(2) 妊娠満13週から妊娠満22週未満のもの	1件につき	220,000円
	(3) 頸管拡張用使用材料	1回につき	病院における購入価格に1.1を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）
18	婦人避妊手術料	1件につき	132,000円
19	死体検案料	1体につき	11,000円
ただし、検案のため現地へ赴いた場合は、健康保険法の規定による算定方法により算定した往診料相当分に1.1を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）を加算する。			
20	死後処置料	1件につき	5,500円

ただし、浴衣を提供した場合は、浴衣の購入価格に1.1を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）を加算する。

- 21 歯科料金 ※歯科領域の諸料金については、受付窓口にお問い合わせください。
- 22 治療用装具料 病院における購入価格
- 23 丸山ワクチン注射料 1回につき 280円
- 24 電話使用料 通信事業者の定める料金を基準とする額
- 25 往診用自動車使用料 往診等に使用した自動車の走行メーターを基準として次に掲げる額を合算した額に1.1を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）ただし、有料道路を通行した場合は、その実費を往診用自動車使用料に加算する。
- (1) 2キロメートルまでの利用 70円
- (2) 2キロメートルを超えた利用 500メートル又はその端数を増すごとに20円
- 26 病衣使用料 1日につき 70円に1.1を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）
- 27 選択メニュー提供料 1食につき 20円
- 28 特別選択食提供料（分べんのため入院した者に、分べん後その希望により提供する食事に係る提供料）
- 1食につき 1,000円
- 29 患者家族控室利用料（個室に係る利用料に限る。） 1室1泊につき 1,050円
- 30 薬価基準未収載薬剤料
- (1) 厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養（平成18年9月厚生労働省告示第495号）第1条第4号に該当する場合 医薬品の購入価格（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）
- (2) その他の場合 医薬品の購入価格に1.1を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）
- 31 薬価基準収載薬剤の承認外投与に係る薬剤料 使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成20年3月厚生労働省告示第60号）に定める額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）
- 32 HLA検査料
- (1) 献腎（死体腎）移植を希望する患者が、公益社団法人日本臓器移植ネットワークへ移植希望登録を行うために実施する場合
- 1件につき 11,000円
- (2) その他
- ア HLA-A、B（血清対応型タイピング） 1件につき 6,240円
- イ HLA-DR（血清対応型タイピング） 1件につき 6,240円
- ウ HLA-A（DNAタイピング） 1件につき 28,600円
- エ HLA-B（DNAタイピング） 1件につき 28,600円
- オ HLA-C（DNAタイピング） 1件につき 28,600円
- カ HLA-DPB1（DNAタイピング） 1件につき 22,000円
- キ HLA-DRB1（DNAタイピング） 1件につき 28,600円
- ク HLA-DQA1（DNAタイピング） 1件につき 14,300円
- ケ HLA-DQB1（DNAタイピング） 1件につき 22,000円
- 33 医科点数表及び歯科点数表に規定する回数を超えて行う診療料 点数表により算定した額に1.1を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）
- 34 鑑定入院料 裁判所が決定する方法で算定した額
- 35 先進医療に係る診療料 厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成20年3月厚生労働省告示第129号）に基づき、厚生労働大臣、地方厚生局長又は地方厚生支局長に届け出た先進医療に係る費用の額
- 36 外来妊産婦保健指導料 1件につき 5,100円
- 37 ペプシノゲン検査料 4,660円
- 38 郵送料 患家等への処方箋及び薬剤の郵送に要した費用に1.1を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）
- 39 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等（平成18年厚生労働省告示第107号）第1の1の3に規定する先発医薬品の処方等に係る薬剤料
- 療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等第1の1の3に定める額に1.1を乗じて得た額（10円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額）
- 40 遺伝カウンセリング
- (1) 初回
- ア 実施時間が1時間までの場合 6,400円
- イ 実施時間が1時間を超える場合、6,400円に1時間を超える30分までごとに1,600円を加算した額
- (2) 2回目以降
- ア 実施時間が1時間までの場合 4,000円
- イ 実施時間が1時間を超える場合、4,000円に1時間を超える30分までごとに1,600円を加算した額
- 41 母体血清マーカー検査料（クアトロテスト） 1検体につき 17,050円

42	出生前染色体検査料		
	(1) 染色体分析		
	ア 羊水染色体分析		83,650円
	イ 胎盤・絨毛染色体分析(CVS)		83,820円
	(2) FISH付羊水染色体検査		99,550円
43	流死産胎児組織染色体検査料		70,400円
44	新生児聴力検査(AABR)	1件につき	8,500円
45	睡眠時無呼吸治療装置製作		
	ア ソムノデント(コンプライアンスモニター有り)		157,850円
	イ ソムノデント(コンプライアンスモニター無し)		151,250円
	ウ ソムノデント・フレックスーエラスティックリテンション付(コンプライアンスモニター有り)		164,450円
	エ ソムノデント・フレックスーエラスティックリテンション付(コンプライアンスモニター無し)		157,850円
	オ ソムノデント・エアープラス(コンプライアンスモニター有り)		135,850円
	カ ソムノデント・エアープラス(コンプライアンスモニター無し)		129,250円
	キ ソムノデント修理料(保証外)		31,020円
	ク 修理部品 使用材料の購入価格に 1.1 を乗じて得た額(10 円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)		
46	診療情報提供に係る料金		
	ア 診療録の複写料(白黒)	用紙1枚につき	10円
	イ 診療録の複写料(カラー)	用紙1枚につき	50円
	ウ 画像等の診療記録の複写料	光ディスク1枚につき	1,310円
	エ 開示請求手数料	1件につき	2,200円
	ただし、用紙への複写は日本工業規格 A3判を最大とし、A3判を超える大きさのものにあつては、A3判に分割した場合の枚数に換算し、用紙の両面に複写したものは、2枚に換算する。また、外部委託により写し等の作成を行う場合は、当該外部委託に係る費用の額とする。		
47	子宮頸管塾化剤(プロウペス腔用剤10mg)投与	1個につき	26,410円
48	産後ケアに係る利用料は、産後ケア事業を実施する市町村との委託契約に基づき、次のアからエのうち、対象となる額を合算し、市町村が負担する利用者への助成額を控除した額。		
	ア 宿泊型(ショートステイ)	1日につき	40,000円
	イ 日帰り型(デイサービス)	1日につき	15,000円
	ウ 児の人数が2人以上の場合は、2人目以降は1人につき宿泊型20,000円、日帰り型7,500円を加算する。		
	エ 支援の必要性の高い利用者に係る加算の額を加算する。		
	※詳細は、窓口でご確認ください。		
49	希少性疾患スクリーニング検査料	1人につき	6,300円
50	外国人患者の診療等に関する料金 日本国籍を有さず、かつ、日本国内で有効な公的健康保険を有しない患者に対する診療にあつては、健康保険法(大正11年法律第70号)の規定による療養に要する費用の額の算定方法並びに入院時食事療養費に係る食事療養に要する費用の額の算定に関する基準及び入院時生活療養費に係る生活療養に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額に 2.0 を乗じて得た額の合計額(ただし、消費税法の規定により消費税が課される診療等の料金については、その額に 1.1 を乗じて得た額)(10 円未満の端数があるときは、これを四捨五入して得た額)		
51	外国語診断書	1件につき	8,800円

特別の療養環境の提供に係る病室(令和7年4月1日現在)

種類	部屋数	病室番号	料金[税込]/1日あたり
特別S室	5	【西4】413【東4】463【東5】563【西6】613【東6】663	12,100円
特別A室	8	【西4】414・415・416・417・418・419【東6】664・665	7,700円
特別B室	10	【西4】410・411【東4】460・461 【西6】610・611【東6】660・661【西7】710・711	6,600円
特別C室	60	【東4】464・465・466・467・468・469 【西5】513・514・515・516・517・518・519・520・521・522・523・524・525 【東5】564・565・566・567・568・569・570・571・572・573・574・575 【西6】614・615・616・617・618・619・620・621・622・623・624 【東6】666・667・668・669・670・671・672・673・674 【西7】717・718・719・720・721・722・723・724・725	5,500円

当院における手術件数（令和6年1月～12月）

（医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6（歯科点数表第2章第9部の通則4を含む）に掲げる手術）

区分	アイウ	区分名	件数
区分1	ア	頭蓋内腫瘍摘出術等	35件
	イ	黄斑下手術等	110件
	ウ	鼓室形成手術等	6件
	エ	肺悪性腫瘍手術等	58件
	オ	経皮的カテーテル心筋焼灼術	6件
区分2	ア	靱帯断裂形成手術等	22件
	イ	水頭症手術等	15件
	ウ	鼻副鼻腔悪性腫瘍手術等	0件
	エ	尿道形成手術等	1件
	オ	角膜移植術	0件
	カ	肝切除術等	2件
	キ	子宮附属器悪性腫瘍手術等	19件
区分3	ア	上顎骨形成術等	9件
	イ	上顎骨悪性腫瘍手術等	6件
	ウ	バセドウ甲状腺全摘（亜全摘）術（両葉）	3件
	エ	母指化手術等	0件
	オ	内反足手術等	0件
	カ	食道切除再建術等	2件
	キ	同種死体腎移植術等	0件
区分4		胸腔鏡下手術、腹腔鏡下手術	454件
その他	ア	人工関節置換術	131件
	イ	乳児外科施設基準対象手術	2件
	ウ	ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術	37件
	エ	冠動脈、大動脈バイパス移植術（人工心肺を使用しないものを含む。）及び体外循環を要する手術	0件
	オ	経皮的冠動脈ステント留置術（急性心筋梗塞に対するもの）	17件
		経皮的冠動脈ステント留置術（不安定狭心症に対するもの）	7件
		経皮的冠動脈ステント留置術（その他のもの）	41件
		経皮的冠動脈粥腫切除術	0件
		経皮的冠動脈形成術（急性心筋梗塞に対するもの）	0件
		経皮的冠動脈形成術（不安定狭心症に対するもの）	0件
		経皮的冠動脈形成術（その他のもの）	4件

※大腿骨近位部骨折後48時間以内に手術を実施した実績 72件

■ がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会 修了者人数（令和7年6月1日現在）

- 医師 30名
- 看護師 74名
- 薬剤師 6名
- 診療放射線技師 5名
- 臨床心理士 1名
- 医療ソーシャルワーカー 2名
- 管理栄養士 2名
- がん相談支援センター（看護師） 1名

計121名